

京都府道路公社では、開札日が平成22年1月4日以降の予定価格1億円以上の工事において、低入札調査基準価格を下回る価格の応札（以下「低入札」という。）があった場合の取り扱いを以下のとおりとしますので御注意ください。

1 開札以降、落札決定までの手続

- ① 開札時に低入札があれば、落札決定を保留します。
- ② **低入札を行った入札者全員に、ファクシミリ※¹で資料作成を指示しますので、必要資料をもれなく作成し、京都府道路公社の契約事務を担当する組織まで開札日の翌日から起算して5日後※²までに提出してください。**
 なお、不備のない資料を提出できない場合※³、⑥の措置を行います。
- ③ 必要書類を提出済みの入札者のうち、最も入札金額が低い入札者について、別途資料の提出指示、ヒアリング等の詳細調査を行います。調査に協力できない場合※³、⑥の措置を行います。
- ④ 調査の結果、適正な履行がなされないおそれがあると判断されれば、この入札者の入札を**失格**とした上で、保留を継続し、必要資料を提出済みの入札者の中から次順位者について、詳細調査を行います。ただし、次順位者が低入札でない場合は、調査を行わず、落札者となります。以降、③と同様の手続を繰り返します。
- ⑤ 適正な履行がなされないおそれがないと判断されれば、落札決定を行います。
 なお、保留中の無効、失格にかかわらず、**落札決定まですべての入札者の配置予定技術者は他の専任を要する工事の配置予定技術者にはなれません。**
- ⑥ 求めた資料を提出しないなど、調査に協力しない場合、入札書を**無効**とするとともに、以下の措置を行います。**(※ただし、厳格調査対象工事において、追加資料の提出ができない旨の申出書を提出した者については、入札書を無効とするが、以下の措置の対象としない。)**

低入札価格調査に係る入札書の無効

1回目	口頭注意
2回目	文書注意
3回目	指名停止措置（2箇月）

2 低入札で契約する工事

- 契約後の取扱いについて
 調査を経て契約した場合、調査資料との変更内容の確認や、下請への支払状況確認等、**監視体制の強化を行います。**詳しくは、「京都府道路公社低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」を御覧ください。
 なお、建設業法に抵触する行為が確認された場合や変更手続を行わず施工体制等を変更した場合には、法に基づく処分又は指名停止を措置することがあります。
- 現場配置専任技術者の増員
 工事現場の安全管理や下請への技術的指導充実のために、**補助技術者**として、通常配置する監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を現場に専任で配置する必要があります。詳しくは、「建設工事と技術者の配置について」を御覧ください。
- 前払金割合の減額
 前払金目当ての無理な受注を抑制するために、**前払金割合の減額**（通常工事は4割→**低入札契約工事は2割**）を行います。

※1 入札参加資格確認申請時に提出していただいたファクシミリ番号に送信します。
 ※2 京都府道路公社の開札日は含めず、また午後5時を締切とします。
 ※3 「低入札調査に協力できない」旨の申出書を提出していただくこととなります。